

龍ヶ崎市立長山小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ・いじめ重大事態の定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

(2) いじめの重大事態の定義

・生命・心身・財産重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（法第28条1項第1号）

・不登校重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（法第28条1項第2号）

2 いじめに対する基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。以下は、本学校教職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童（生徒）、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

4 長山小学校いじめ対策本部（いじめ防止対策推進法第22条に対応）

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、特別支援 Co、龍ヶ崎市教育センターさわやか相談員等、SC、SSW

その他校長の判断により、法律、人権、心理、児童福祉、社会福祉、少年犯罪、発達障害等に関する専門的知識を有する者を参加させることができる。

【取組内容】

1 平時からの備え ①教科の指導と生徒指導の一体化 ②発達支持的生徒指導の推進 ・人権教育 ・市民性教育 ③課題未然防止教育の推進 ・学び合う学習集団づくり ・龍の子人づくり学習 等 ④いじめに係る研修の実施 ⑤いじめ防止対策会議の開催（月1回）	2 いじめ発見・認知時 ①事実確認 ②情報収集（調査） ③情報共有及び情報提供 ・市教育委員会、保護者、警察等 ④対応及び方針の検討 ⑤記録の整理と保管 ⑥その他、必要と認める事項
---	---

5 いじめの未然防止のための取組

（1）発達支持的生徒指導としての取組

- ① 教科の指導と生徒指導の一体化を図る。

生徒指導の実践上の4つの視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を授業の中に盛り込む。

- ② すべての児童を対象に、教科の指導、学校行事、体験活動等を通して、人権意識や市民性を育む。

（2）課題未然防止教育としての取組

- ① 学び合う学習集団づくり

すべての教科の授業において、児童同士が伝え合い、学び合う場を設定し、児童の自己肯定感、自己有用感、自己効力感を高め、いじめを生まない態度を育む。

- ② 龍の子人づくり学習の推進

学校行事等の計画から実施までの各過程において、児童一人一人の役割や成長を認

め、励ますことで、社会参画力や集団の絆を育む実践的な人間関係づくりを推進する。

③ 道徳や体験活動等の充実

道徳や特別活動等を通して、いじめを「しない」、「させない」、「見過ごさない」という心情と態度を身に付ける。

④ 児童会活動の充実

児童による自治的活動を通して、「自分たちの学校を自分たちの力でよりよくする」という意識を高めるとともに、児童が活躍する場面や役割を設定し、自己有用感を高める。

6 いじめの早期発見・早期対応に向けた取組

(1) 早期発見としての取組

① 日常的な観察

児童の表情、学校生活における様子や雰囲気から児童の違和感に気付く。

② 学校生活に関するアンケートの実施

- ・心と体の健康観察アプリ「シャボテン・ログ」を活用し、児童の心と体の調子を日々見守るとともに、「話したいボタン」の活用により迅速な教育相談につなげる。
- ・定期的に「学校生活アンケート」を実施し、児童の不安や悩み、人間関係等をつかみ、問題の早期発見を図る。
- ・年2回、4～6年児童に対しては「C&S 質問紙調査」を実施する。学級や所属児童の実態把握に努め、いじめ未然防止や生徒指導に生かす。

③ 教育相談の実施

表情や様子からいじめの兆候が感じられた児童、学校生活アンケートに不安や悩みを記載した児童等に対して、速やかに教育相談を行い、児童の内面に寄り添った支援やより細やかな人間関係の把握に努める。

④ いじめ防止に向けた保護者への働きかけ及び家庭や地域、関係機関との連携

⑤ インターネットを通して行われるいじめに対する対策

- ・インターネットを通して行われるいじめは発見しにくいため、児童や保護者から定期的に情報を収集し、その把握に努める。
- ・児童がインターネットの使用について自ら判断し、適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

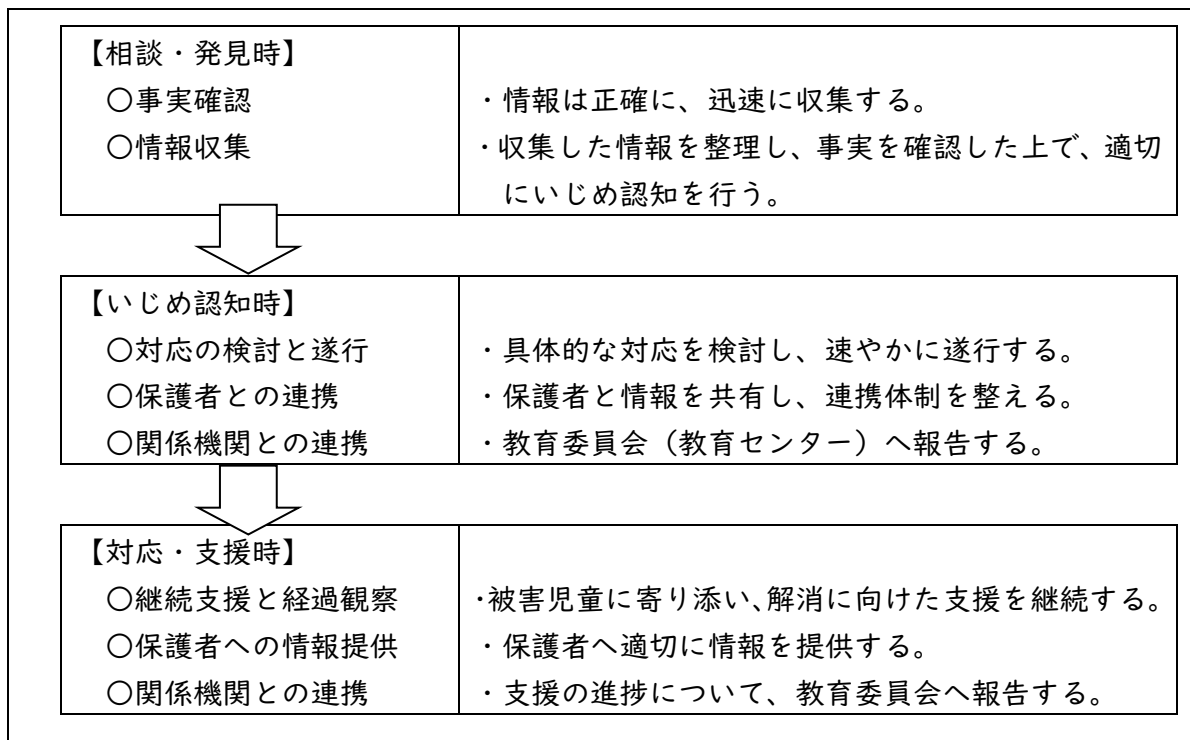
⑥ 報告・連絡・相談・確認の徹底

知り得た情報は「報告・連絡・相談・確認」を徹底し、管理職と共有する。

(2) 早期対応としての取組

法で定義するいじめ（疑いも含む）事案が発生した可能性がある場合は、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の心身の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。

本校いじめ対策本部の組織力を生かして、以下に示すとおりに対応する。



7 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第 28 条に基づき、いじめにより生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらに児童や保護者から重大事態との申し出があった場合は、以下のとおり対応する。

- 1 重大事態が発生した旨を龍ヶ崎市教育委員会へ速やかに報告する。
 - ・対策本部として把握している情報を整理して報告する。
- 2 当該重大事態に係る調査を行う。（調査中の学校の対応を含む）
 - (1) 調査の目的
 - いじめに係る事実関係の整理 ○再発防止策の明確化
 - (2) 調査主体ごとの学校の役割
 - ① 調査主体が学校の場合
 - ・整理した情報の再確認 ・必要に応じた追加調査等の実施
 - ・対象児童側（被害側）及び関係児童側（加害側）への情報提供と事実の共有化
 - ② 調査主体が設置者（市教育委員会）の場合
 - ・調査委主体への（学校が知り得た当該いじめ事案に係る情報）の提供
 - (3) 重大事態調査中における学校の対応
 - ① 対象児童の見守りや心のケア
 - ② 関係児童への指導及び支援（対象児童への謝罪の気持ちを醸成させる）

※①、②ともに、保護者との連携を大切にする。
- 3 再発防止に向けた取組を行う。
 - ・調査を通して明らかになった事実を踏まえ、いじめの未然防止に努める。

8 いじめ対応に係るその他の留意事項等

(1) いじめ事後の対応

謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消されたと思われる場合でも、対象児童に対する見守りを継続する。また、関係児童に対しても、その児童が抱える問題に目を向け、いじめを繰り返さないように継続的に助言・指導する。

(2) 情報モラル教育の充実

- ① 生徒指導提要第11章「インターネット・携帯電話に関わる問題」の再確認
- ② ICT 機器利用に関する資料やリーフレットを活用した意識啓発

9 各種相談窓口

- 龍ヶ崎市教育センター

TEL 0297-64-1115

- 龍ヶ崎市教育委員会指導課

TEL 0297-60-1562

- 茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター（県南地区）

TEL 029-823-6770

Eメール kennanijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp

- 子どもホットライン（茨城県教育委員会）

TEL 029-221-8181 FAX 029-302-2166

ホームページ <https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/gakko/kodomo-hotline/>

- 子どもの教育相談（茨城県教育センター）

TEL 0296-71-3870 FAX 0296-71-3870

Eメール 7830@center.ibk.ed.jp

10 発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導 年間指導計画

	月	主な行事	月のめあて	重点指導事項	いじめ防止関連	
前期	4	・新任式 ・始業式 ・入学式 ・学習参観 ・身体測定 ・交通安全教室	・よい子の一日を守って生活できる子	・年度初めの児童理解と学級づくり ・学校生活のきまりの指導 ・学びの約束の確認 ・あいさつの習慣づくり ・ICT機器の適切な使い方 ・登下校に関する指導	・引継資料の分析 ・学級編成資料の見直し ・個別面談	学校生活アンケート（2か月に1度） ・個別面談
	5	・引き渡し訓練 ・交通ボランティアの方との対面式 ・マナーアップあいさつ運動 ・いじめ防止キャンペーン（企画委員会） ・歯科検診 ・内科検診 ・2年合同バス遠足	・きまった時間に動ける子	・委員会、係、当番活動の充実 ・役割意識の育成 ・協働的な学習の基礎づくり ・清掃活動の充実	・配慮を要する生徒の確認 ・いじめ防止キャンペーンに関する授業 ・C&S質問紙の自己肯定感を把握する質問紙調査①	
	6	・3年合同校外学習 ・6年合同修学旅行 ・学習参観	・廊下やオープンスペースを静かに歩くことができる子	・生活習慣の見直し ・学習態度の改善 ・情報モラルの指導	・スマホ・ケータイ安全教室 ・SNSの使い方に関する指導	
	7	・マナーアップあいさつ運動 ・6年いのちの教育講演会 ・個別面談	・持ち物を整えられる子	・夏休み前の学習のまとめ ・個に応じた夏休みの計画立案の支援 ・夏休みの事前指導 ・身の回りの整理整頓	・配慮を要する生徒の確認 ・児童との個別面談	
	8			・配慮を要する生徒への連絡	職員研修	
	9	・5年合同宿泊学習 ・マナーアップあいさつ運動 ・6年薬物乱用防止教室	・みんなで力を合わせて生活できる子	・休み中、休み明けの生活状況把握 ・生活リズムの立て直し	・夏休み明けの状況把握（面談）	学校生活アンケート（2か月に1度） ・個別面談
後期	10	・前期終業式 ・後期始業式 ・スポーツフェスティバル ・水泳学習	・落ち着いて過ごせる子	・体育的行事を通じた協働的な活動 ・ルールを守って学校生活を送る意識の定着	・行事終了後の状況把握	
	11	・小中合同あいさつ運動 ・水泳学習 ・1年合同バス遠足 ・4年合同校外学習 ・中学校区特別支援交歓会 ・6年合同蛇沼公園清掃	・相手を見て気持ちのよいあいさつができる子	・学校や地域への理解 ・礼儀・マナーの向上 ・感謝の気持ちの育成 ・よりよい校風づくり ・いばらき教育月間の取組 ・進路指導の充実	・C&S質問紙の自己肯定感を把握する質問紙調査②	
	12	・持久走記録会 ・1年保幼小連携交流会 ・6年長山中学校体験入学	・自分の成長を見つけられる子	・冬休み前の学習のまとめ ・校内生徒指導の充実 ・冬休みの事前指導	・配慮を要する生徒の確認	
	1	・マナーアップあいさつ運動 ・県学力診断のためのテスト	・新しい目標を立てられる子	・休み中や休み明けの生活状況の把握 ・新年の抱負（目標の明確化） ・登下校に関する指導 ・進路意識の向上	・冬休み明けの状況把握（面談）	
	2	・長山中学校区閉校記念講演会	・お礼の気持ちを伝えられる子	・時間の遵守 ・学習、学級指導の充実 ・次年度への準備 ・健康管理	・いじめの防止・早期発見・早期対応の再確認	
	3	・6年生への感謝の会 ・卒業証書授与式 ・修了式 ・閉校式 ・離任式	・次の学年の準備ができる子	・閉校に向けた感謝の気持ちの育成 ・北電台学園開校に向けた目標設定 ・次年度の目標や課題 ・学級や学年集団としてのまとめの活動 ・卒業証書授与式・修了式・閉校式の態度 ・学習のまとめ ・春休みの事前指導	・次年度への引継ぎ事項の確認 ・小中連絡による情報共有と対応策の検討	